(登録免許税法の一部改正)

改正する。 第六条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように

(納税地)

第八条省 略

応じ当該各号に定める場所とする。 かわらず、納税義務者が次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに付)に規定する過誤納金に係る登録免許税の納税地は、前項の規定にか又は国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第五十六条第一項(還2 第二十九条第一項若しくは第四項の規定により徴収すべき登録免許税2 第二十九条第一項若しくは第四項の規定により徴収すべき登録免許税

五 省 略

(現金納付)

第二十一条 登記等を受ける者は、この法律に別段の定めがある場合を除第二十一条 登記等を受ける者は、この法律に別段の定めがある場合を除第二十一条 登記等を受ける者が当該登記等に係る登記官署等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と当該登記等の申請又は嘱託をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織(以下「電子情報処理組織」という。)を使用して当該登記等の申請をする登録免許視の第三十一条第二項を除き、以下同じ。)に貼り付けて当該登記等の申請を行う場合には、当該登記等に係る登記官署等の使用に係る電子計算額。以下「電子情報処理組織」という。)を使用して当該登記等の申請を行う場合には、当該登記等に係る登記官署等に提出しなければならない。

印紙納付)

嘱託登記等の場合の納付)

(内兑也)

第八条 同 「

応じ当該各号に掲げる場所とする。 付)に規定する過誤納金に係る登録免許税の納税地は、前項の規定にかかわらず、納税義務者が次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに付)に規定する過誤納金に係る登録免許税の納税地は、前項の規定にかりに規定する過誤納金に係る登録免許税の規定により徴収すべき登録免許税2 第二十九条第一項若しくは第二項の規定により徴収すべき登録免許税

一〜五同上

(現金納付)

付けて当該登記等に係る登記官署等に提出しなければならない。税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を当該登記等の申請書にはりき、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許第二十一条 登記等を受ける者は、この法律に別段の定めがある場合を除

(印紙納付)

ことにより、国に納付することができる。
る金額の印紙を当該登記等の申請書にはり付けて登記官署等に提出するである場合その他政令で定める場合には、当該登録免許税の額に相当すける者は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額が三万円以下第二十二条登記等(第二十四条第一項に規定する免許等を除く。)を受

(嘱託登記等の場合の納付)

ご二十三条 官庁又は公署が別表第一第一号から第三十一号までに掲げる二十三条 官庁又は公署に提出しなければならない。この場合において、当該官庁又は公署は、当該領収証書を当該登記等の嘱託書(当該官庁又は公署に提出しなければならない。この場合において、当該官該官庁又は公署に提出しなければならない。この場合において、当該官該官所文は公署に提出しなければならない。この場合において、当該官談記等を受ける者のために当該登記等を登記官署等に嘱託する場合には登記等を受ける者のために当該登記等を登記官署等に嘱託する場合にはご十三条 官庁又は公署が別表第一第一号から第三十一号までに掲げる

署等に提出するものとする。

る著は、当該印紙を同項に規定する登記等の嘱託書に貼り付けて登記官免許税を国に納付することができる。この場合において、当該官庁又は公署に対し、当該登録免許税の額に相当する金額の印紙を提出して登録記等を受ける者は、同項の規定にかかわらず、同項の嘱託する官庁又は記等を受ける者は、同項の規定にかかわらず、同項の嘱託する官庁又は記事を受ける者は、同項の規定にかかわらず、同項の嘱託するときは、登記事項の場合において、登録免許税の額が三万円以下であるときは、登において同じ。)に貼り付けて登記官署等に提出するものとする。

免許等の場合の納付の特例

第二十四条 別表第一に掲げる登録、特許、免許、許可、認可、認定、指第二十四条 別表第一に掲げる登録、特許、免許、許可、認可、認定、指第二十四条 別表第一に掲げる登録、特許、免許、許可、認可、認定、指

- 省略

(電子情報処理組織を使用する方法等による納付の特例)

その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるもの条から前条までの規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法額に相当する登録免許税又は当該委託を受けた登録免許税を、第二十一次条において同じ。)は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の第二十四条の二 登記等を受ける者又は次条第一項の規定による委託を受第二十四条の二 登記等を受ける者又は次条第一項の規定による委託を受

出するものとする。
出するものとする。
出するものとする。
出するものとする。
公署は、当該印紙を同項の登記等の嘱託書にはり付けて登記官署等に提免許税を国に納付することができる。この場合において、当該官庁又は公署に対し、当該登録免許税の額に相当する金額の印紙を提出して登録公署に対し、当該登録免許税の額が三万円以下であるときは、登出するものとする。

(免許等の場合の納付の特例)

第二十四条 別表第一に掲げる登録、特許、免許、許可、認可、認定、指第二十四条 別表第一に掲げる登録、特許、免許、許可、認可、認定、指

2 同 上

(電子情報処理組織による登記等の申請等の場合の納付の特例

第二十四条の二 第六条第 を活用した行政の推進等に関する法律 して当該登記等の申請又は嘱託を行う場合には において準用する場合を含む。 (平成十六 年法律第百二 登記等を受ける者又は官庁若しくは公署が情報通信技術 電子情報処理組織による申請等 一十三号) の規定により 第十 (平成十 条 申 電 四年法律第百五十一号) 登記等を受ける者は、 子情報処理組織を使用 請の方法) の規定又は不動 他 の法令 産登記

きない場合として財務省令で定める場合は、この限りでない。定める方法による当該登録免許税の額の納付の事実を確認することがでにより国に納付することができる。ただし、登記機関が当該財務省令で

許等をする日から一月を経過する日後としてはならない。納付の期限を定めなければならない。この場合には、その期限を当該免免許等に係る登記機関は、当該免許等につき課されるべき登録免許税の項に規定する財務省令で定める方法により国に納付する場合には、当該2 免許等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を前

納付受託者に対する納付の委託)

- ついては、同項中「納付の」とあるのは、「納付の委託の」とする。 る登録免許税の納付を委託する場合における前条第二項の規定の適用に 前項の規定により免許等につき課されるべき登録免許税の額に相当す
- なして、国税通則法の延滞税に関する規定を適用する。ときは、当該委託を受けた日に当該登録免許税の納付があつたものとみする場合において、納付受託者が当該登録免許税の納付の委託を受けた登記等を受ける者が第一項の通知に基づき登録免許税を納付しようと

(納付受託者)

第二十四条の四 登録免許税の納付に関する事務(以下この項及び第二十

ができない場合として財務省令で定める場合は、この限りでない。今で定める方法による当該登録免許税の額の納付の事実を確認すること方法により国に納付することができる。ただし、登記機関が当該財務省、第二十一条から前条までに定める方法によるほか、財務省令で定める当該登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を

- 等をする日から一月を経過する日後としてはならない。付の期限を定めなければならない。この場合には、その期限を当該免許許等に係る登記機関は、当該免許等につき課されるべき登録免許税の納許に規定する財務省令で定める方法により国に納付する場合は、当該免2 免許等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を前
- 3 り国に納付するときは、 免許税の額に相当する登録免許税を第二十一条から前条までの規定によ 記機関の定める書類」と読み替えて適用するものとする。 第一項本文に規定する場合において、登記等につき課されるべき登録 の定める書類 並びに第二十三条第一 同条第二項中 第二十一条及び第二十二条中「の申請書」とあ 項中 「の嘱託書」 「登記等の とあるのは 嘱託書」とあるのは 「に係る登記機 登

を受ける者の委託を受けて、納付事務を行うことができる。う。)が指定するもの(以下「納付受託者」という。)は、当該登記等当する者として登記等を所管する省庁の長(以下「所管省庁の長」といすることができると認められる者であり、かつ、政令で定める要件に該四条の六第一項において「納付事務」という。)を適正かつ確実に実施

- ければならない。 名称、住所又は事務所の所在地その他財務省令で定める事項を公示しなる 所管省庁の長は、前項の規定による指定をしたときは、納付受託者の
- 3 納付受託者は、その旨を所管省庁の長に届け出なければならなるときは、あらかじめ、その旨を所管省庁の長に届け出なければならなるときは、あらかじめ、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとす
- 係る事項を公示しなければならない。 係る事項を公示しなければならない。 係る事項を公示しなければならない。 係る事項を公示しなければならない。

納付受託者の納付)

- 国に納付しなければならない。 を受けたときは、政令で定める日までに当該委託を受けた登録免許税を第二十四条の五 納付受託者は、第二十四条の三第一項の規定による委託
- を当該委託に係る所管省庁の長に報告しなければならない。は、遅滞なく、財務省令で定めるところにより、その旨及びその年月日2 納付受託者は、第二十四条の三第一項の規定による委託を受けたとき

納付受託者の帳簿保存等の義務)

- ければならない。 備え付け、これに納付事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しな第二十四条の六 納付受託者は、財務省令で定めるところにより、帳簿を
- 納付受託者に対し、報告をさせることができる。 と認めるときは、その必要な限度で、財務省令で定めるところにより、 と配めるときは、前二条及びこの条の規定を施行するため必要がある
- 記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することに立ち入り、納付受託者の帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的と認めるときは、その必要な限度で、その職員に、納付受託者の事務所の 所管省庁の長は、前二条及びこの条の規定を施行するため必要がある

質問させることができる。
当該電磁的記録を含む。)その他必要な物件を検査させ、又は関係者に用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合におけるができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の

- 4 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携
- 5 第三項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解して

納付受託者の指定の取消し)

- 消すことができる。
 定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り第二十四条の七 所管省庁の長は、第二十四条の四第一項の規定による指
- き。一第二十四条の四第一項に規定する指定の要件に該当しなくなつたと
- は虚偽の報告をしたとき。 第二十四条の五第二項又は前条第二項の規定による報告をせず、又

(納付の確認)

許税の額の納付の事実を確認しなければならない。この場合において、は、財務省令で定めるとき)は、当該登記等につき課されるべき登録免受託者が第二十四条の三第一項の規定による委託を受けた場合にあつて受託者が第二中四条の三第一項の納付の期限が免許等をした後である場合並びに納付第二十五条 登記機関は、登記等をするとき(第二十四条第一項の規定に

(納付の確認)

二十二条 (前条第三項及び第三十五条第四項の規定により読み替えて適付の事実を確認しなければならない。この場合において、当該納付が第で定めるとき) は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額の納工項の納付の期限が免許等をした日後である場合にあつては、財務省令より同項に規定する書類が免許等をした後に提出される場合及び前条第第二十五条 登記機関は、登記等をするとき(第二十四条第一項の規定に

等の嘱託書)の紙面と印紙の彩紋とにかけて判明に消印しなければなら等の嘱託書)の紙面と印紙の彩紋とにかけて判明に消印しなければなら等が第二十三条の官庁又は公署の嘱託による場合にあつては、当該登記印紙をもつてされたものであるときは、当該登記等の申請書(当該登記当該納付が第二十二条、第二十三条第二項又は次条第三項の規定により

(納期限)

税の区分に応じ、当該各号に定める時又は期限とする。第二十七条 登録免許税を納付すべき期限は、次の各号に掲げる登録免許

一省略

となる免許等を受ける日後であるもの。当該期限替えて適用する場合を含む。)の期限が当該登録免許税の納付の基因又は第二十四条の二第二項(第二十四条の三第二項の規定により読み一、免許等に係る登録免許税で当該登録免許税に係る第二十四条第一項

納付不足額の通知)

第二十八条 登記機関は、登録免許税の納期限後において登記等を受けた第二十八条 登記機関は、登録免許税の納期限後において登記等により流にならない。

- 省略

3 を受けた登録免許税の額の全部又は 令 記機関 後において で定める日が当該納期 は 登 納付受託者 録 免許税 限 0 「が第一 後に 納 期 到 限 十四条の三第 来する場合には (第 部を納付していな -四条の 項 五. の規定による委託 当 第 い事実を知つた 該 政令で定 項 べに規定 んめる する

印紙の彩紋とにかけて判明に消印しなければならない。即紙の彩紋とにかけて判明に消印しなければならない。)の紙面とは当該登記等が第二十三条第二項の規定を読み替えて適用する場合は当該登記等が第二十三条の官庁又は公署の嘱託による場合にあつては当該登記等が第二十三条の官庁又は公署の嘱託による場合にあつては当該登記等が第二十三条第三項及び第三十五条第四項の規定により記入を表記等の申請の規定により記入を表記等の申請の形の彩紋とにかけて判明に消印しなければならない。)又は次条第三項第四項の規定により記入が第二十三条第二項(前条第三項及び第三十五条用する場合を含む。)、第二十三条第二項(前条第三項及び第三十五条

(納期限)

第二十七条 同 上

同上

る免許等を受ける日後であるもの 当該期限 又は第二十四条の二第二項の期限が当該登録免許税の納付の基因とな一 免許等に係る登録免許税で当該登録免許税に係る第二十四条第一項

(納付不足額の通知)

に対し、その旨及び財務省令で定める事項を通知しなければならない。 古該登録免許税に係る第八条第二項の規定による納税地の所轄税務署長条、第二十四条の二第一項又は第二十六条第二項から第四項までの規定により当該登記等につき納付すべき登録免許税の額の全部又は一部を納により当該登記等につき納付すべき登録免許税の額の全部又は一部を納により当該登記等により読み替えて適用する場合を含む。)、第二十四第二十八条 登記機関は、登録免許税の納期限後において登記等を受けた第二十八条

2 同 上

(よい。)
務署長に対し、その旨及び財務省令で定める事項を通知しなければなら
務署長に対し、その旨及び財務省令で定める事項を通知しなければならときは、遅滞なく、当該納付受託者の住所又は事務所の所在地の所轄税

(税務署長による徴収)

第二十九条 省 略

- 免許税を当該通知に係る納付受託者から徴収する。する徴収の例により当該通知に係る同項に規定する納付していない登録税務署長は、前条第三項の通知を受けた場合には、国税の保証人に関
- はた者から徴収することができない。 合でなければ、その残余の額について当該登録免許税に係る登記等を受条 (滞納処分) の規定による処分をしてもなお徴収すべき残余がある場条 (滞納処分) の規定による処分をしてもなお徴収すべき残余がある場 税務署長は、第二十四条の五第一項の規定により納付受託者が納付す
- 、当該納付していない登録免許税をその者から徴収する。 登録免許税の額の全部又は一部を納付していない事実を知つた場合には一六条第二項から第四項までの規定により当該登記等につき納付すべき適用する場合を含む。)、第二十四条、第二十四条の二第一項又は第二十一条から第二十三条まで(第三十五条第四項の規定により読み替えて4 税務署長は、第一項に規定する場合のほか、登記等を受けた者が第二

2

(過誤納金の還付等)

- 第三十一条 登記機関は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場第三十一条 登記機関は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、当該各号に定める登録免許税の額その他政令で定め 第三十一条 登記機関は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場
- 。) 当該納付された登録免許税の額 された場合 (第四項において準用する第三項の証明をする場合を除く一 登録免許税を納付して登記等の申請をした者につき当該申請が却下
- 二 登録免許税を納付して登記等の申請をした者につき当該申請の取下

(税務署長による徴収)

第二十九条 同上

徴収する。 徴収する。 徴収する。 徴収する。 徴収する。 徴収する。 徴収する。 微密署長は、前項に規定する場合のほか、登記等を受けた者が第二十一条の二第一項又は第二十六条第二項から第四項までの規定により当該四条の二第一項又は第二十六条第二項から第四項までの規定により当該四条の二第二項又び第三十五条第四項一条から第二十三条まで(第二十四条の二第三項及び第三十五条第四項一条が第二十三条まで(第二十四条の二第三項及び第三十五条第四項

(過誤納金の還付等)

- 第三十一条 登記機関は、次の各号のいずれかに該当する事実があるとき
- 一 当該納付された登録免許税の額されたとき(第四項において準用する第三項の証明をする場合を除く一 登録免許税を納付して登記等の申請をした者につき当該申請が却下
- 二 登録免許税を納付して登記等の申請をした者につき当該申請の取下

た登録免許税の額げがあつた場合(第三項の証明をする場合を除く。) 当該納付され

した登録免許税の額 - 過大に登録免許税を納付して登記等を受けた場合 - 当該過大に納付

当該期限)から五年を経過する日までに、政令で定めるところにより、 場合を含む。 条の二第二項(第二十四条の三第二項の規定により読み替えて適用する 署の嘱託による場合にあつては当該登記等の嘱託書とし、 が その旨を登記機関に申し出て、前項の通知をすべき旨の請求をすること 税の過誤納があるときは、当該登記等を受けた日(当該登記等が免許等 免許等である場合にあつては財務省令で定める書類とする。)に記載し である場合において、当該免許等に係る第二十四条第一項又は第二十四 つていなかつたこと又は当該計算に誤りがあつたことにより、登録免許 た登録免許税の課税標準又は税額の計算が国税に関する法律の規定に従 できる。 登記等を受けた者は、)に規定する期限が当該免許等をした日後であるときは、 当該登記等の申請書(当該登記等が官庁又は 当該登記等

登記機関は、登記等を受ける者から登記等の申請の取下げにあわせて
 登記機関は、登記等を受ける者から登記等の申請の取下げにあわせて
 登録免許税は、還付しない。

に再使用させることを適当と認めるときについて準用する。のを当該登記官署等における登記等について当該却下の日から一年以内録免許税の領収証書又は印紙で使用済みの旨の記載又は消印がされたもを当該申請者に返付する場合において、当該申請書に貼り付けられた登・前項の規定は、登記機関が、登記等の却下に伴い当該登記等の申請書

れた登録免許税の額げがあつたとき(第三項の証明をする場合を除く。)。 当該納付さ

付した登録免許税の額 一一過大に登録免許税を納付して登記等を受けたとき。 当該過大に納

2

受記等を受けた者は、当該登記等の申請書(当該登記等が官庁又は公登記等を受けた者は、当該登記等の申請書とし、当該登記等がをする。) に記載した登録免許税の課税標準又は税額の計算が国税に関する法律の規定に従免許等である場合にあつては財務省令で定めるところにより、登録免許の当該外許の課税標準又は税額の計算が国税に関する法律の規定に従免許等である場合にあつては財務省令で定める書類とする。) に記載しその旨を登記機関に申し出て、前項の通知をすべき旨の請求をすることがの旨を登記機関に申し出て、前項の通知をすべき旨の請求をすることがの旨を登記機関に申し出て、前項の通知をすべき旨の請求をすることがの当を登記機関に申し出て、前項の通知をすべき旨の請求をすることがの当を登記機関に申し出て、前項の通知をすべき旨の請求をすることがを許明)から五年を経過する日までに、政令で定めるところにより、それの過誤納があるときは、当該登記等を受けた日はいるといる。

3 とができる。この場合には、第五項の申出があつたときを除き、 ものを当該登記官署等における登記等について当該取下げの日から一年 三条までの規定を読み替えて適用する場合にあつては当該登記等に係る 明を受けた領収証書又は印紙に係る登録免許税は、還付しない。 り、当該領収証書又は印紙につき再使用することができる証明をするこ 以内に再使用したい旨の申出があつたときは、政令で定めるところによ 登録免許税の領収証書又は印紙で使用済みの旨の記載又は消印がされた 登記機関の定める書類とする。次項において同じ。)にはり付けられた ある場合又は第二十四条の二第三項の規定により第二十一条から第二十 による場合にあつては当該登記等の嘱託書とし、当該登記等が免許等で 当該登記等の申請書(当該登記等が第二十三条の官庁又は公署の嘱託 登記機関は、登記等を受ける者から登記等の申請の取下げにあ 当該 わ せて

に再使用させることを適当と認めるときについて準用する。のを当該登記官署等における登記等について当該却下の日から一年以内録免許税の領収証書又は印紙で使用済みの旨の記載又は消印がされたもを当該申請者に返付する場合において、当該申請書にはり付けられた登4 前項の規定は、登記機関が、登記等の却下に伴い当該登記等の申請書

1 化

6 第二十四条の二第一項に規定する財務省令で定める方法により登録免許税を納付した者が当該登録免許税の納付に係る登記等を受けることを許税を納付した者が当該登録免許税を納付した者の三第一項の規定により当該登録免許税の納付した者は、当該納付の委託をした日。次項において同じ。)から六月を経過する日までに、政令で定めるところによりその旨を登記機関に申を経過する日までに、政令で定めるところによりその旨を登記機関に申を納付した者の三第一項の規定により当該登録免許税の納付に係る登記等を受けることを許税を納付した者が当該登録免許税を納付に係る登記等を受けることをの所轄税務署長に対し通知をすべき旨の請求をすることができる。

省略

に納付された登録免許税の額に相当する部分については、この限りでな該当する場合の登録免許税に係る過誤納金のうち当該各号に定める日後なす。ただし、当該各号(第二号を除く。)に掲げる場合のいずれかに掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日に納付があつたものとみまで(還付・充当・還付加算金)の規定の適用については、次の各号に登録免許税の過誤納金に対する国税通則法第五十六条から第五十八条

分五 省 略

(電子情報処理組織等を使用した登記等の申請等)

登録免許税に関する法令の規定を適用する。申請又は嘱託は、書面により行われたものとみなして、この法律その他を使用して当該登記等の申請又は嘱託を行つた場合には、当該登記等の第三十五条登記等を受ける者又は官庁若しくは公署が電子情報処理組織

~ 省 略

3 登記を受ける者又は官庁若しくは公署が不動産登記法(平成十六年法) 登記を受ける者又は官庁若しくは公署が不動産登記法(平成十六年法) の他登録免許税に関する法令の規定により磁気ディスクを提出して登記の申請又は嘱告の他の法令において準用する

5 同

6 第二十四条の二第一項に規定する財務省令で定める方法により登録免 ・税を納付した者の当該登録免許税に係る第八条第二項の規定による納 ・対る場合には、当該登録免許税の額その他政令で定める事項を当該登録免 ・対を納付した者が当該登録免許税を納付した者は、当該納付した日から ・対を納付した者が当該登録免許税を納付した者は、当該納付した日から ・対した者が当該登録免許税の納付に係る登記等を受けることを ・対した者が当該登録免許税の納付に係る登記等を受けることを ・対した者が当該登録免許税の納付に係る登記等を受けることを ・対した者が当該登録免許税の納付に係る登記等を受けることを ・対した者が当該登録免許税の納付に係る登記等を受けることを ・対した者が当該登録免許税の納付に係る登記等を受けることを ・対した者が当該登録免許税の納付に係る登記等を受けることを ・対した者が当該登録免許税の納付に係る登記等を受けることを

7 同 上

2の限りでない。
この限りでない。
この限りでない。
に定める日後に納付された登録免許税の額に相当する部分については、掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日に納付があつたものとみ掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日に納付があつたものとみまで(還付・充当・還付加算金)の規定の適用については、次の各号にまで(還付・充当・還付加算金)の規定の適用については、次の各号に

~五 同 上

(電子情報処理組織等を使用した<u>登記</u>の申請等)

第三十五条 登記を受ける者又は官庁若しくは公署が不動産登記法第十八第三十五条 登記を受ける者又は官庁若しくは公署が不動産登記法第十八

2 同

みなして、この法律その他登録免許税に関する法令の規定を適用する。当該磁気ディスクに係る部分に限る。)は、書面により行われたものとして登記の申請又は嘱託を行つた場合には、当該登記の申請又は嘱託(法令において準用する場合を含む。)の規定により磁気ディスクを提出る記を受ける者又は官庁若しくは公署が不動産登記法第十八条(他の

出して」と読み替えて適用するものとする。項中「電子情報処理組織を使用して」とある る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織 を含む。 登記につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を第二十 を 子情報処理組織」 条から第二十三条までの規定により国に納付するときは、第二十一条 提出して登記の申請又は嘱託を行つた場合に限る。)において、当該 前 「当該登記等に係る登記官署等の使用に係る電子計算機(入出力装置 項の場合(登記の申請に必要な情報の全部を記録した磁気ディスク 「電子情報処理組織を使用して」とあるのは、 以下同じ。 という。 と当該登記等の申請又は嘱託をする者の使用に係 を使用して」とあり、 及び第二十三条第一 磁気ディスクを提 (以 下

) 省 略

二十三条、第二十四条、第三十四条—第三十四条の五関係) 第十条、第十三条、第十五条—第十七条、第十七条の三—第十九条、第別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表(第二条、第五条、第九条、

五百円		移転の登録
一件につき千	著作権の件数	イ 相続又は法人の合併による
		転の登録
		三 著作権を目的とする質権の移
省略	省略	(二) 省略
万八千円		登録
一件につき一	著作権の件数	ロ その他の原因による移転の
千円		移転の登録
一件につき三	著作権の件数	イ 相続又は法人の合併による
		著作権の移転の登録
	- 録を含む。)	十 著作権の登録(著作権の信託の登録を含む。
		一~九 省 略
 税率	課 税 標 準	可、認定、指定又は技能証明の事項登記、登録、特許、免許、許可、認

4 前項の場合(登記の申請に必要な情報の全部を記録した磁気ディスクを提出して登記の申請又は嘱託を行つた場合に限る。)において、当該及び第二十二条中「の申請書」とあり、並びに第二十三条第一項中「の及び第二十二条中「の申請書」とあり、並びに第二十三条第一項中「の「登記等の嘱託書」とあるのは「登記機関の定める書類」と、同条第二十一条「登記等の嘱託書」とあるのは「登記機関の定める書類」と、同条第二中「の「登記等の嘱託書」とあるのは「登記機関の定める書類」と読み替えて「登記等の嘱託書」とあるのは「登記機関の定める書類」と読み替えて「登記等の嘱託書」とあるのは「登記機関の定める書類」と読み替えて「登記等の嘱託書」とあるのは「登記機関の定める書類」と読み替えて「登記等の嘱託書」とあるのは「登記機関の定める書類」と読み替えて「登記等の嘱託書」とあるのは「登記機関の定める書類」と読み替えて「登記等の場合」と読み替えて「登記等の場合」と表示している。

5 同 上

二十三条、第二十四条、第三十四条—第三十四条の五関係) 第十条、第十三条、第十五条—第十七条、第十七条の三—第十九条、第別表第 課税範囲、課税標準及び税率の表(第二条、第五条、第九条、

転の登録 三 著作権を目的とする質権の移口 日 上	→ 著作権の移転の登録	十同上	一~九 同 上	可、認定、指定又は技能証明の事項登記、登録、特許、免許、許可、認
著 作 権 の 件 数	著作権の件数			課税標準
千一日 一件につき三	万八千円			税
811	***			率

一 本作 接 で で で で で で で で で で	十二 著作隣接権の登録(著作隣接権の信託の登録を含む。)	田〜出 省 略 省 略 T その他の原因による移転の 出版権の件数 子門 移転の登録 1年につき三 工育円 工育円 工育円 工育円 工育円 工作につき手 工育円 工作につき手 工作につき 工作につき 工作につき エート エート 工作につき エート 工作につき エート 工作につき エート	的とする質権の移 省 略 省 略 万八千 万八千 一件に	移転の登録 1 日本 1 日本	十一 出版権の登録(出版権の信託の登録を含む。)	四〜八 省 略省 略省 略千円登録千円千円
--	------------------------------	--	--	--	--------------------------	-----------------------

	()	+ = (I)	(四)(三)	(<u></u>) (—)	+	(<u>PU</u>) S
の 移 転 の 隣 上 登 録 権	著作	同(七)	転 の 出 同 登 版 録 権 上	出同版	同	(/\)
の 隣 上 登 接	著作隣接権の移転の登録	上同	録 権 上	出 版 権 と の	上	同
録 権 を	権 の 10	上	目 的	移 転 の 登 録		上
目 的	移転の		とす	の 登 録		
とす	登 録		る質	称		
移転の登録著作隣接権を目的とする質権同 上	244		の登録出版権を目的とする質権の移			
	件 著 数 作	同		出同		同
数 作 	隣	上	出 版 権 少 件 数	出 版 権 上		上
隣 接 権	接 権		件 数	件 数 数		
の 千一同	<u></u> の 千1 一	同				 同
円 件 に 上	千 一 円 件 に	上	円 件	万一同 八件 千に上 円つ		上
つき三	つ き 九		に っ き 三	円 つ き		
<u></u>	九		三			

		省略	十三~百六十
省略	省略	略	四~六省
千円	件数		登録
一件につき三	著作隣接権の	他の原因による移転の	ロ その他

十三~百六十 同 上	四~六同上
	同
	上
	同上